



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目次 (*については県例規集掲載事項)

○ 人事委員会規則

- *2 職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
- *3 教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
- *4 警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
- *5 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
- *6 勤労手当の支給基準に関する規則の一部を改正する規則
- *7 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

○ 教育委員会規則

- *3 市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
- *4 市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
- *5 教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
- *6 定時制通信教育手当支給に関する規則の一部を改正する規則
- *7 市町村立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第2号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年3月25日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則（昭和32年和歌山県人事委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

第2条中「に規定する場合及び期間は、次のとおり」を「の人事委員会が定める場合は、次に掲げる場合」に改め、同条第1号中「には、その期間。」を「（従事した業務に対して給与に相当する金銭の支給がなされた場合を除く。）」に改め、同号ただし書を削り、同条第2号中「こと」を「ことをいう」に改め、「おいて、」の次に「発令の日から」を加え、「場合は、発令の日から任命権者が必要と認める期間」を「と任命権者が認める場合」に改め、同条第3号中「前各号」を「前2号」に改め、「には、その

期間」を削る。

第3条第1号中「第10条第4項」を「第10条第7項」に改める。

第10条第2項第1号中「第4項において「休日等」」を「第7項において「休日等」」に改め、「和歌山県人事委員会規則第1号」の次に「。以下「勤務時間規則」という。」を加え、「この項及び第4項において同じ」を「この条において同じ」に改め、同条中第8項を第11項とし、第5項から第7項までを3項ずつ繰り下げ、同条第4項中「第10条」を「第8条の4第1項」に改め、「当該勤務日等が休日等」の次に「、勤務時間条例第8条の4第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する超勤代休時間を指定された日」を、「当該休日等」の次に「、勤務時間条例第8条の4第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する超勤代休時間を指定された日」を加え、同項を同条第7項とし、同条第3項の次に次の3項を加える。

4 条例第17条第4項の人事委員会規則で定める勤務は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日における勤務とする。

(1) 正規の勤務時間を超えて勤務した月においてその期間の全部を勤務時間条例第3条第1項の規定の適用を受ける職員として勤務した者（人事委員会が定める職員を除く。） 次に掲げる日

ア 当該月における日曜日

イ 当該月における週休日の振替（勤務時間規則第3条第2項に規定する週休日の振替をいい、勤務時間を割り振る日が日曜日であるものに限る。）により週休日に変更された日

(2) 正規の勤務時間を超えて勤務した月においてその期間の全部を勤務時間条例第4条第1項の規定の適用を受ける職員として勤務した者（当該月における週休日（同条の規定により週休日とされた日に限る。以下この号において「原週休日」という。）の日数が当該月における日曜日の日数に満たない職員その他人事委員会が定める職員を除く。） 次に掲げる日

ア 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日

(ア) 当該月における日曜日の日数が4である場合 当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて4番目の原週休日までの間の原週休日

(イ) 当該月における日曜日の日数が5である場合 当該月における最初の原週休日から、当該原週休日

から数えて5番目の原週休日までの間の原週休日

イ 当該月における週休日の振替（勤務時間規則第3条第2項に規定する週休日の振替をいい、勤務時間を割り振る日が次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める日であるものに限る。）により週休日に変更された日

(ア) 当該勤務時間を割り振る日の属する月における日曜日の日数が4である場合 当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて4番目の原週休日までの間の原週休日

(イ) 当該勤務時間を割り振る日の属する月における日曜日の日数が5である場合 当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて5番目の原週休日までの間の原週休日

(3) 前2号に掲げる職員以外の職員 前2号に掲げる職員との権衡を考慮して人事委員会が定める日

5 条例第17条第4項の人事委員会規則で定める時間は、第2項各号に掲げる区分に応じて当該各号に掲げる時間とする。

6 条例第17条第4項第2号の人事委員会規則で定める割合は、100分の50とする。

第10条に次の1項を加える。

12 職員が勤務時間条例第8条の4第1項の規定により指定された超勤代休時間に勤務した場合において支給する当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る超過勤務手当に対する前項の規定の適用については、同項中「翌月の」とあるのは、「勤務時間条例第8条の4第1項の規定により超勤代休時間が指定された日の属する月の翌月の」とする。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第3号

教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年3月25日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の給与に関する規則（昭和32年和歌山県人事委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

第2条中「に規定する場合及び期間は、次のとおり」を「の人事委員会が定める場合は、次に掲げる場合」に改め、同条第1号中「には、その期間。」を「（従事した業務に対して給与に相当する金銭の支給がなされた場合を除く。）」に改め、同号ただし書を削り、同条第2号中「こと」を「ことをいう」に改め、「おいて、」の次に「発令の日から」を加え、「場合には、発令の日から任命権者が必要と認める期間」を「と任命権者が認める場合」に改め、

同条第3号中「前各号」を「前2号」に、「認めた場合には、その期間」を「認める場合」に改める。

第3条第1号中「第12条第4項」を「第12条第7項」に改める。

第12条第2項第1号中「第4項において「休日等」」を「第7項において「休日等」」に改め、「和歌山県人事委員会規則第1号」の次に「。以下「勤務時間規則」という。」を加え、「この項及び第4項において同じ」を「この条において同じ」に改め、同条中第8項を第11項とし、第5項から第7項までを3項ずつ繰り下げ、同条第4項中「第10条」を「第8条の4第1項」に改め、「当該勤務日等が休日等」の次に「、勤務時間条例第8条の4第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する超勤代休時間を指定された日」を、「当該休日等」の次に「、勤務時間条例第8条の4第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する超勤代休時間を指定された日」を加え、同項を同条第7項とし、同条第3項の次に次の3項を加える。

4 条例第17条第4項の人事委員会規則で定める勤務は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日における勤務とする。

(1) 正規の勤務時間を超えて勤務した月においてその期間の全部を勤務時間条例第3条第1項の規定の適用を受ける職員として勤務した者（人事委員会が定める職員を除く。） 次に掲げる日

ア 当該月における日曜日

イ 当該月における週休日の振替（勤務時間規則第3条第2項に規定する週休日の振替をいい、勤務時間を割り振る日が日曜日であるものに限る。）により週休日に変更された日

(2) 正規の勤務時間を超えて勤務した月においてその期間の全部を勤務時間条例第4条第1項の規定の適用を受ける職員として勤務した者（当該月における週休日（同条の規定により週休日とされた日）に限る。以下この号において「原週休日」という。）の日数が当該月における日曜日の日数に満たない職員その他人事委員会が定める職員を除く。） 次に掲げる日

ア 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日

(ア) 当該月における日曜日の日数が4である場合 当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて4番目の原週休日までの間の原週休日

(イ) 当該月における日曜日の日数が5である場合 当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて5番目の原週休日までの間の原週休日

イ 当該月における週休日の振替（勤務時間規則第3条第2項に規定する週休日の振替をいい、勤務時間を割り振る日が次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次

に定める日であるものに限る。)により週休日に変更された日

(ア) 当該勤務時間を割り振る日の属する月における日曜日の日数が4である場合 当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて4番目の原週休日までの間の原週休日

(イ) 当該勤務時間を割り振る日の属する月における日曜日の日数が5である場合 当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて5番目の原週休日までの間の原週休日

(3) 前2号に掲げる職員以外の職員 前2号に掲げる職員との権衡を考慮して人事委員会が定める日

5 条例第17条第4項の人事委員会規則で定める時間は、第2項各号に掲げる区分に応じて当該各号に掲げる時間とする。

6 条例第17条第4項第2号の人事委員会規則で定める割合は、100分の50とする。

第12条に次の1項を加える。

12 職員が勤務時間条例第8条の4第1項の規定により指定された超勤代休時間に勤務した場合において支給する当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る超過勤務手当に対する前項の規定の適用については、同項中「翌月の」とあるのは、「勤務時間条例第8条の4第1項の規定により超勤代休時間が指定された日の属する月の翌月の」とする。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第4号

警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年3月25日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
警察職員の給与に関する規則（昭和29年和歌山県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中「に規定する場合及び期間は、次のとおり」を「の人事委員会が定める場合は、次に掲げる場合」に改め、同条第1号中「には、その期間。」を「（従事した業務に対して給与に相当する金銭の支給がなされた場合を除く。）」に改め、同号ただし書を削り、同条第2号中「、又は」を「又は」に改め、「おいて、」の次に「発令の日から」を加え、「場合には、発令の日から任命権者が必要と認める期間」を「と任命権者が認める場合」に改め、同条第3号中「前各号」を「前2号」に、「認めた場合には、その期間」を「認める場合」に改める。

第3条第1号中「第9条第4項」を「第9条第7項」に改める。

第9条第2項第1号中「第4項において「休日等」」を「第7

項において「休日等」」に改め、「和歌山県人事委員会規則第1号」の次に「。以下「勤務時間規則」という。」を加え、「この項及び第4項において同じ」を「この条において同じ」に改め、同条中第8項を第11項とし、第5項から第7項までを3項ずつ繰り下げ、同条第4項中「第10条」を「第8条の4第1項」に改め、「当該勤務日等が休日等」の次に「、勤務時間条例第8条の4第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する超勤代休時間を指定された日」を、「当該休日等」の次に「、勤務時間条例第8条の4第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する超勤代休時間を指定された日」を加え、同項を同条第7項とし、同条第3項の次に次の3項を加える。

4 条例第15条第4項の人事委員会規則で定める勤務は、次の各号に掲げる警察官の区分に応じ、当該各号に定める日における勤務とする。

(1) 正規の勤務時間を超えて勤務した月においてその期間の全部を勤務時間条例第3条第1項の規定の適用を受ける警察官として勤務した者（人事委員会が定める警察官を除く。） 次に掲げる日

ア 当該月における日曜日

イ 当該月における週休日の振替（勤務時間規則第3条第2項に規定する週休日の振替をいい、勤務時間を割り振る日が日曜日であるものに限る。）により週休日に変更された日

(2) 正規の勤務時間を超えて勤務した月においてその期間の全部を勤務時間条例第4条第1項の規定の適用を受ける警察官として勤務した者（当該月における週休日（同条の規定により週休日とされた日に限る。以下この号において「原週休日」という。）の日数が当該月における日曜日の日数に満たない警察官その他人事委員会が定める警察官を除く。） 次に掲げる日

ア 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日

(ア) 当該月における日曜日の日数が4である場合 当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて4番目の原週休日までの間の原週休日

(イ) 当該月における日曜日の日数が5である場合 当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて5番目の原週休日までの間の原週休日

イ 当該月における週休日の振替（勤務時間規則第3条第2項に規定する週休日の振替をいい、勤務時間を割り振る日が次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める日であるものに限る。）により週休日に変更された日

(ア) 当該勤務時間を割り振る日の属する月における日曜日の日数が4である場合 当該月における最初

の原週休日から、当該原週休日から数えて4番目の原週休日までの間の原週休日

(イ) 当該勤務時間を割り振る日の属する月における日曜日の日数が5である場合 当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて5番目の原週休日までの間の原週休日

(3) 前2号に掲げる警察官以外の警察官 前2号に掲げる警察官との権衡を考慮して人事委員会が定める日

5 条例第15条第4項の人事委員会規則で定める時間は、第2項各号に掲げる区分に応じて当該各号に掲げる時間とする。

6 条例第15条第4項第2号の人事委員会規則で定める割合は、100分の50とする。

第9条に次の1項を加える。

12 警察官が勤務時間条例第8条の4第1項の規定により指定された超勤代休時間に勤務した場合において支給する当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る超過勤務手当に対する前項の規定の適用については、同項中「翌月の」とあるのは、「勤務時間条例第8条の4第1項の規定により超勤代休時間が指定された日の属する月の翌月の」とする。

別表第2の2警察本部の項中「警察航空隊長」の次に「及び運転免許試験場長」を加える。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、別表第2の2の改正規定は、公布の日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第5号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年3月25日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成5年和歌山県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2のエの表歯科衛生士の部中

短	大	卒	-----
			0

	2.5	5	別に定め	別に定め	
	2.5	8	る	る	

短 大 3 卒	-----	1	5	別に定め	別
	0	1	6	る	る
短 大 2 卒	-----	2.5	5	別に定め	別
	0	2.5	8	る	る

に定め	
に定め	

に改める。

別表第6のエの表歯科衛生士の部中

短	大
---	---

卒	1	級	1	5	号	給
---	---	---	---	---	---	---

を

短
短

大	3	卒	1	級	2	1	号	給
大	2	卒	1	級	1	5	号	給

に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第6号

勤勉手当の支給基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年3月25日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

勤勉手当の支給基準に関する規則の一部を改正する規則

勤勉手当の支給基準に関する規則（平成18年和歌山県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「100分の190」を「100分の180」に改める。

附則第3項を削る。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第7号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年3月25日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年和歌山県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「宿日直勤務、超過勤務及び深夜勤務」を「宿日直勤務等」に、「第8条の7」を「第8条の8」に改める。

第3条第2項中「第10条第1項」を「第8条の4第1項」に、

「第9条第1項において」を「以下」に改める。

「第3章 宿日直勤務、超過勤務及び深夜勤務」を「第3章 宿日直勤務等」に改める。

第3章中第8条の7の次に次の1条を加える。

(超勤代休時間の指定)

第8条の8 条例第8条の4第1項の人事委員会規則で定める期間は、職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第51号。以下「職員給与条例」という。)第17条第4項、教育職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第52号。以下「教育職員給与条例」という。)第17条第4項、警察職員の給与に関する条例(昭和29年和歌山県条例第21号。以下「警察職員給与条例」という。)第15条第4項又は市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第53号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。)第17条第4項に規定する60時間を超えて勤務した全時間に係る月(次項において「60時間超過月」という。)の末日の翌日から同日を起算日とする2月後の日までの期間とする。

2 任命権者は、条例第8条の4第1項の規定に基づき超勤代休時間(同項に規定する超勤代休時間をいう。以下同じ。)を指定する場合には、前項に規定する期間内にある勤務日等(休日及び代休日(条例第10条第1項に規定する代休日をいう。以下同じ。))を除く。第4項において同じ。)に割り振られた勤務時間のうち、超勤代休時間の指定に代えようとする超過勤務手当の支給に係る60時間超過月における職員給与条例第17条第4項、教育職員給与条例第17条第4項、警察職員給与条例第15条第4項又は市町村立学校職員給与条例第17条第4項の規定の適用を受ける時間(以下この項及び第6項において「60時間超過時間」という。)の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。

(1) 職員給与条例第17条第1項第1号、教育職員給与条例第17条第1項第1号、警察職員給与条例第15条第1項第1号又は市町村立学校職員給与条例第17条第1項第1号に掲げる勤務に係る時間(次号に掲げる時間を除く。) 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の25を乗じて得た時間数

(2) 職員の育児休業等に関する条例(平成4年和歌山県条例第9号)第19条から第22条まで(同条例第25条において準用する場合を含む。)又は同条例第27条から第30条までの規定により読み替えられた職員給与条例第17条第1項ただし書、教育職員給与条例第17条第1項ただし書、警察職員給与条例第15条第1項ただし書、市町村立学校職員給与条例第17条第1項ただし書、職員給与条例第17条第2項、教育職員給与条例第17条第2項、警察職員給与条例第15条第2項又は市町村立学校職員給与条例第17条第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に

100分の50を乗じて得た時間数

(3) 職員給与条例第17条第1項第2号、教育職員給与条例第17条第1項第2号、警察職員給与条例第15条第1項第2号又は市町村立学校職員給与条例第17条第1項第2号に掲げる勤務(12月29日から翌年の1月3日までの日における勤務を除く。)に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の15を乗じて得た時間数

(4) 職員給与条例第17条第3項、教育職員給与条例第17条第3項、警察職員給与条例第15条第3項又は市町村立学校職員給与条例第17条第3項に規定する割振り変更前の正規の勤務時間を超えて割り振られた勤務時間中に勤務した全時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の25を乗じて得た時間数

3 前項の場合において、その指定は、4時間又は7時間45分(年次有給休暇の時間に連続して超勤代休時間を指定する場合には、当該年次有給休暇の時間の時間数と当該超勤代休時間の時間数を合計した時間数が4時間又は7時間45分となる時間)を単位として行うものとする。

4 任命権者は、条例第8条の4第1項の規定に基づき1回の勤務に割り振られた勤務時間の一部について超勤代休時間を指定する場合には、第1項に規定する期間内にある勤務日等の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。ただし、任命権者が、業務の運営並びに職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合は、この限りでない。

5 任命権者は、職員があらかじめ超勤代休時間の指定を希望しない旨申し出た場合には、超勤代休時間を指定しないものとする。

6 任命権者は、条例第8条の4第1項に規定する措置が60時間超過時間の勤務をした職員の健康及び福祉の確保に特に配慮したものであることにかんがみ、前項に規定する場合を除き、当該職員に対して超勤代休時間を指定するよう努めるものとする。

7 超勤代休時間の指定の手續に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

第9条第1項中「(同項に規定する代休日をいう。以下同じ。)」を削り、「(休日)」を「(条例第8条の4第1項の規定により超勤代休時間が指定された勤務日等及び休日)」に改める。

第14条第1項第18号中「週休日」の次に「、条例第8条の4第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について超勤代休時間が指定された勤務日等」を加える。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第3号

市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年3月25日

和歌山県教育委員会委員長 宮 永 健 史

市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給与に関する規則（昭和29年和歌山県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中「に規定する場合及び期間は、次のとおり」を「の教育委員会が定める場合は、次に掲げる場合」に改め、同条第1号中「には、その期間。」を「（従事した業務に対して給与に相当する金銭の支給がなされた場合を除く。）」に改め、同号ただし書を削り、同条第2号中「おいて、」の次に「発令の日から」を加え、「場合は、発令の日から教育委員会が必要と認める期間」を「と教育委員会が認める場合」に改め、同条第3号中「前各号」を「前2号」に改め、「には、その期間」を削る。

第3条第1号中「第9条の2第4項」を「第9条の2第7項」に改める。

第9条の2の見出し中「時間外勤務手当」を「超過勤務手当」に改め、同条第2項第1号中「第4項において「休日等」」を「第7項において「休日等」」に改め、「和歌山県人事委員会規則第1号」の次に「。以下「勤務時間規則」という。」を加え、「項及び第4項において同じ」を「条において同じ」に改め、同条第8項中「時間外勤務手当」を「超過勤務手当」に改め、同項を同条第11項とし、同条第5項から第7項までを3項ずつ繰り下げ、同条第4項中「第10条」を「第8条の4第1項」に、「又は第4項」を「、勤務時間条例第8条の4第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する超勤代休時間を指定された日又は第9項」に、「又は第6項」を「、勤務時間条例第8条の4第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する超勤代休時間を指定された日又は第9項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第3項の次に次の3項を加える。

4 条例第17条第4項の教育委員会規則で定める勤務は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日における勤務とする。

(1) 正規の勤務時間を超えて勤務した月においてその期間の全部を勤務時間条例第3条第1項の規定の適用を受ける職員として勤務した者（教育委員会が定める職員を除く。） 次に掲げる日

ア 当該月における日曜日

イ 当該月における週休日の振替（勤務時間規則第3条第2項に規定する週休日の振替をいい、勤務時間を割り振る日が日曜日であるものに限る。）により週休日に変更された日

(2) 正規の勤務時間を超えて勤務した月においてその期間

の全部を勤務時間条例第4条第1項の規定の適用を受け
る職員として勤務した者（当該月における週休日（同
条の規定により週休日とされた日に限る。以下この号
において「原週休日」という。）の日数が当該月にお
ける日曜日の日数に満たない職員その他教育委員会が
定める職員を除く。） 次に掲げる日

ア 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定め
る日

(ア) 当該月における日曜日の日数が4である場合 当
該月における最初の原週休日から、当該原週休日
から数えて4番目の原週休日までの間の原週休日

(イ) 当該月における日曜日の日数が5である場合 当
該月における最初の原週休日から、当該原週休日
から数えて5番目の原週休日までの間の原週休日

イ 当該月における週休日の振替（勤務時間規則第3条
第2項に規定する週休日の振替をいい、勤務時間を割
り振る日が次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次
に定める日であるものに限る。）により週休日に変
更された日

(ア) 当該勤務時間を割り振る日の属する月における
日曜日の日数が4である場合 当該月における最初
の原週休日から、当該原週休日から数えて4番目の
原週休日までの間の原週休日

(イ) 当該勤務時間を割り振る日の属する月における
日曜日の日数が5である場合 当該月における最初
の原週休日から、当該原週休日から数えて5番目の
原週休日までの間の原週休日

(3) 前2号に掲げる職員以外の職員 前2号に掲げる職員
との権衡を考慮して教育委員会が定める日

5 条例第17条第4項の教育委員会規則で定める時間は、第
2項各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる時間とす
る。

6 条例第17条第4項第2号の教育委員会規則で定める割合
は、100分の50とする。

第9条の2に次の1項を加える。

12 職員が勤務時間条例第8条の4第1項の規定により指定
された超勤代休時間に勤務した場合において支給する当
該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給
に係る超過勤務手当に対する前項の規定の適用について
は、同項中「翌月の」とあるのは、「勤務時間条例第8
条の4第1項の規定により超勤代休時間が指定された日の
属する月の翌月の」とする。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第4号

市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する

る規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年3月25日

和歌山県教育委員会委員長 宮 永 健 史
市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に
関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に
関する規則（平成5年和歌山県教育委員会規則第3号）の一部を
次のように改正する。

別表第1イの表1級の項中「、助教諭、養護教諭又は実習
助手」を「又は助教諭」に改め、同表2級の項中「又は養護
教諭」を削る。

別表第2イの表及び別表第6イの表中 「教諭
養護教諭」 を 「教

諭」に、 「助教諭
養護助教諭
講師
実習助手」 を 「助教諭
講師」 に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第5号

教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する
規則を次のように定める。

平成22年3月25日

和歌山県教育委員会委員長 宮 永 健 史
教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正
する規則

教育職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和29年和歌山
県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第3条中「、別表第1」を「別表第1のとおりとし、同項に
規定するべき地学校に準ずる学校は別表第1の2」に改める。

第3条の2から第3条の4までを削る。

別表第1及び別表第1の2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

学 校 名	級
和歌山県立海南高等学校美里分校 和歌山県立南部高等学校龍神分校	1級

別表第1の2（第3条関係）

学 校 名
和歌山県立有田中央高等学校清水分校 和歌山県立日高高等学校中津分校

別表第1の3及び別表第1の4を削る。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第6号

定時制通信教育手当支給に関する規則の一部を改正する
規則を次のように定める。

平成22年3月25日

和歌山県教育委員会委員長 宮 永 健 史
定時制通信教育手当支給に関する規則の一部を改正
する規則

定時制通信教育手当支給に関する規則（昭和35年和歌山
県教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

第3条中「及び市町村立学校職員給与条例第18条の2」を
削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第7号

市町村立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を
改正する規則を次のように定める。

平成22年3月25日

和歌山県教育委員会委員長 宮 永 健 史
市町村立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一
部を改正する規則

市町村立学校職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和29
年和歌山県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改
正する。

第2条の2を削る。

別表第1小学校の表田辺市の項中 「上山路小学校
中山路小学校」 を

「上山路小学校」に、「近野小学校」を「富里小学校」に、

「馬我野小学校」を「近野小学校」に、「三川小学校
富里小学校」

を「三川小学校」に改め、同項の次に次のように加える。

新宮市	高田小学校	1級
-----	-------	----

別表第1小学校の表伊都郡の項中「志賀小学校」を「新

城小学校」に、「富貴小学校
花坂小学校
梁瀬小学校」を「花坂小学校」に、「新
久筒

城小学校
保小学校
香小学校」を「久保小学校
富貴小学校
筒香小学校
梁瀬小学校」

「2級」を「1級」に改め、同表有田郡の項を次のように改
める。

有田郡	修理川小学校	1級
-----	--------	----

五西月小学校 西ヶ峯小学校 早月小学校 城山西小学校 楠本小学校 久野原小学校 安諦小学校	
---	--

別表第1小学校の表日高郡の項中「川原河小学校 笠松小学校」を「川原河小学校」に、「寒川第一小学校」を「笠松小学校 寒川第一小学校」に改め、同表東牟婁郡の項中「明神小学校 北山小学校」を「明神小学校」に、「色川小学校」を「北山小学校 色川小学校」に改め、別表第1中学校の表田辺市の項を次のように改める。

田辺市	龍神中学校 本宮中学校 三里中学校	1 級
	近野中学校	2 級

別表第1中学校の表田辺市の項の次に次のように加える。

新宮市	高田中学校	1 級
-----	-------	-----

別表第1中学校の表伊都郡の項を次のように改める。

伊都郡	花園中学校	1 級
	富貴中学校	2 級

別表第1中学校の表海草郡の項中「2級」を「1級」に改め、同表有田郡の項中「八幡中学校 安諦中学校」を「安諦中学校」に改め、同表日高郡の項を次のように改める。

日高郡	美山中学校 清川中学校	1 級
	中津中学校	2 級

別表第1中学校の表東牟婁郡の項中「明神中学校 北山中学校」を「明神中学校」に、「色川中学校」を「北山中学校 色川中学校」に改める。

別表第1の2小学校の表紀の川市の項中「田中小学校高野 桃山小学校 分校」を「桃山小学校」に改め、同表田辺市の項中「二川小学校」を「中山路小学校」に改め、同表新宮市の項中「新宮市」を「伊都郡」に、「高田小学校」を「志賀小学

校」に改め、同表有田郡の項中「西ヶ峯小学校」を「粟生 八幡小学校」に改め、同項の次に次のように加える。

日高郡	山野小学校 中津小学校
-----	----------------

別表第1の2中学校の表新宮市の項中「新宮市」を「有田郡」に、「高田中学校」を「八幡中学校」に改める。

別表第1の3を削る。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。